

障がい福祉サービス等Q&A (豊田市版)

平成30年3月発行の障がい福祉サービス等Q&A（豊田市版）に、修正・加筆を行いました。

これまでに、利用者・事業者の皆様から、豊田市に寄せられた障がい福祉サービス等の質問と回答を掲載しています。

また、こちらに掲載されていない内容については、厚生労働省が示している「障がい福祉サービス報酬改定に係るQ&A」や、各関係通知等を確認してください。地域生活支援事業については、豊田市の判断となります。

目 次

1	支給決定	2
2	介護保険との適用関係	8
3	利用者負担	10
4	請求事務関係	14
5	介護給付費・訓練等給付費	
	居宅介護	19
	重度訪問介護	24
	行動援護	25
	重度包括支援	25
	生活介護	25
	共同生活援助	26
	短期入所	26
	施設入所支援	27
	就労移行支援	27
6	地域生活支援事業	
	移動支援	28
	日中短期入所	37
	地域デイ	39
	ケアスタッフ	39
	デイ型地活	40
7	障がい児通所支援	41
8	その他加算	45

豊田市役所 福祉部 障がい福祉課
令和6年3月発行

支給決定

Q サービスによって、支給基準の目安がありますか？

A あります。
「支給決定基準」は、障がい福祉サービスの申請時に「どれくらいの量を申請すればよいかを判断する際の参考にしていただきたい」ということと、皆さんに公平に支給決定をするための基準（目安）とするために作成しました。実際には、個々の家庭の状況等によりその支給決定量は異なりますが、支給決定をする際のひとつの目安として捉えてください。

Q 豊田市の支給決定基準の内容を教えてください。

A 各サービスにおける支給決定基準は、豊田市（以下「市」という。）のホームページで確認することができます。

トップページ『事業所向け情報』⇒『障がい福祉サービス事業』
⇒『障がい福祉サービス等事業所向け情報（請求事務等）』

Q 支給決定基準に記載されている基準量（目安）や上限目安はどのように計算していますか？

A 各サービスにおいて想定される利用モデルケースを作成し、それを基に支給量を計算しています。

Q 支給決定基準の一覧の中に「スケジュール等による必要量」と記載されているサービスがありますが、「スケジュール等による必要量」とは具体的にどれくらいになりますか？

A サービスとしての支給決定基準量は設けず、勘案調査等により作成されるスケジュールから必要量を支給決定するというものです。したがって、個人により、支給決定される日数・時間数が異なってきます。

Q

サービスを受給するにはサービス等利用計画が必要だと聞きました。利用計画とは何ですか？

A

障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用される場合は、「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」が必要となります。

障がい福祉サービス（障がい児通所支援）を利用される方が、地域で生活していくときに必要となる、さまざまなサービス等を上手に活用するために作る計画です。

その内容は、市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、実際のサービス利用時には関係機関の「共通の目標」となります。

ただし、移動支援や日中短期入所などの「地域生活支援事業」のみの利用の場合は、必要ありません。

Q

サービス等利用計画は誰が作ってくれますか？

A

計画は、県・市が指定する「相談支援事業者」（計画の作成を専門的に行う事業者）の職員が作成します。もしくは、相談支援事業者に頼まず、ご自身・ご家族で利用計画（セルフプラン）を作ること您也可以。

介護保険対象者が障がい福祉サービスを受ける際は、「利用計画」ではなく「ケアプラン」が必要となります。

Q

サービス等利用計画を作成してもらおうと、自己負担はありますか？

A

負担はありません。

作成する相談支援事業者には、市から報酬（給付費）が計画作成時及びモニタリング（計画内容の見直し）時に支払われます。

Q

居宅介護と放課後等デイサービスを利用したいと思っています。どこの事業所へ計画の作成をお願いすればいいのでしょうか？

A

児童のサービス（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用している場合の利用計画は、障がい児支援利用計画が優先となりますので、児童の利用計画を作成できる事業所に依頼をしてください。

Q 居宅介護サービスの申請を初めてしました。支給が決まるのにどれくらいかかりますか？

A おおよそ、ひと月くらいかかります。
サービスの支給申請後、自宅等へ調査員が訪問し、ご本人の状況等の聞き取り調査を行います。また申請されたサービスの種類に応じて利用計画を作成する必要や主治医の意見を聞く必要があります。計画相談支援事業所が作成した利用計画案の内容や、会議で調査結果や医師の意見を参考に検討して市が支給を決定します。

Q 軽度の発達障がいがあります。手帳を持っていないのですが、サービスを申請することはできますか？

A 手帳をお持ちでない場合でも、障がい（児）者等と認められる書類の提出があれば、サービスの申請は可能です。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

Q 重症心身障がい児の判定はどこが行っていますか？

A 重症心身障がい児の判定は、児童・障がい者相談センターの判断となります。

Q 移動支援のサービスを申請したいと思っています。療育手帳を取得している小学生ですが、月にどれくらい支給してもらえますか？

A スケジュール等による必要量としています。
市では目安量として、小学生は通常月15時間を基準としています。スケジュールを立てる際の参考にしてください。

【外出支援の目安量】

18歳以上	30時間（上限目安50時間）
学齢児	15時間
未就学児	5時間

Q 夏休みなどの長期休暇中は支給決定量を増やすことができますか？

A 可能です。
変更申請書の提出が必要です。長期休暇終了後にもとの支給量に戻ります。目安として夏休みは基準支給量の2倍、春休み・冬休みは1.5倍まで増やすことができます。なお、卒業年度で3月が1か月お休みとなってしまうような場合には、基準支給量の2倍まで増やすことができます。

Q
長期休暇で支給決定量を増やしましたが、受給者証はどのようになりますか？

A
支給量を変更した受給者証を送付します。ただし、長期休暇後の支給量を戻した受給者証は送付しません。支給量を変更した受給者証に長期休暇後の支給量が記載してありますので、確認をお願いします。また利用される事業者へ受給者証を提示してください。

Q
受給者証と一緒に緑色の「受給者手帳」が届きました。「受給者手帳」はどうすればいいですか？

A
受給者手帳は、サービス提供事業者とサービスの利用契約を行った際に、契約した事業者が契約内容を記載します。受給者証とあわせて提示してください。
また、契約量を変更したり、契約を終了した際にも事業者に記載してもらう必要があります。
短期入所・日中短期入所の支給決定を受けている場合は、利用の際にサービス提供した事業者が利用内容を記載する必要がありますので、利用の都度、受給者証と受給者手帳を提示してください。

Q
受給者手帳の記載がいっぱいになったのですが、どうすればいいですか？

A
新しい「受給者手帳」をお渡ししますので、障がい福祉課までご連絡ください。
新しい「受給者手帳」には、現在契約中の事業者に契約内容を転記してもらうようお願いしてください。

Q
受給者とサービス提供の契約を結びました。市へ報告する必要はありますか？

A
事業所は「受給者手帳」に契約情報を記載するとともに、市へ「契約内容報告書」を書面にて提出してください。
契約内容の報告については、指定基準に定められています。
ただし、日中短期入所、短期入所については、契約内容報告書の提出は不要です。「サービス提供実績記録票」（以下「実績記録票」という。）に記載するとともに、サービス提供の都度、受給者手帳に利用状況を記載してください。

Q

暫定支給決定とは何ですか？

A

● 暫定支給決定

正式な支給決定に先立って行われる短期間の支給決定です。

支給申請に係るサービスが、本人に適したものかどうかをあらかじめアセスメントすることを目的としています。

◎対象サービス

自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

就労移行支援、就労継続支援A型

◎暫定支給決定期間

2か月以内の範囲で市が個別に支給決定を行います。

受給者証に暫定支給決定期間が記載されます。

◎暫定支給決定を受けた利用者と利用契約をした事業者

（ア）利用者のアセスメントを行って、暫定支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施します。

（イ）暫定支給決定期間の満了日までに、当期間に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果を取りまとめ、モニタリング結果を市へ提出します。

（ウ）市は暫定支給決定期間を経て、サービスを継続することによる改善効果が見込まれるか否かを判断します。市が改善効果があると判断した場合は、引き続き支援を行うことができます（受給者証はそのまま使用することとなります。）。市が改善効果が見込まれないと判断した場合は、利用者より受給者証の返還をしてもらいます。

Q

高等部（高校）卒業式後の春休み中から生活介護を利用予定です。生活介護等に通わない日に放課後等デイサービスを利用したいのですが、可能ですか？

A

できません。

児童福祉法上、生活介護等の「者」向けのサービスを受給できる利用者については放課後等デイサービスの利用を認めない、とあるためです。

Q

生活介護などの支給決定において、支給量が「当該月の日数^{マイナス} - 8日」とありますが、具体的には何日になりますか？

A

生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、デイ型地域活動支援事業、地域活動支援センターⅢ型において、「当該月の日数-8日」という支給量で支給決定することがあります。これは、月の平日に利用することを想定し、月に4回土日をはさむとして、「土日の2日間×4回」で、合計8日間を月の日数から引いた日数を示します。

また、療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（グループホーム）については、「当該月の日数」という支給量で支給決定することがあります。具体的な日数については、下記の表を参照してください。

月	当該月の日数-8日	当該月の日数
1月	23日	31日
2月	20日	28日
うるう年の2月	21日	29日
3月	23日	31日
4月	22日	30日
5月	23日	31日
6月	22日	30日
7月	23日	31日
8月	23日	31日
9月	22日	30日
10月	23日	31日
11月	22日	30日
12月	23日	31日

Q

今度グループホームに入居予定です。家賃の助成があると聞きましたが、助成額はいくらですか？

A

月額1万円までが上限です（家賃が1万円に満たない場合は、その額が上限となります。）。

助成には所得の制限があり、利用者負担上限月額（以下「負担上限月額」という）が37,200円となる受給者は対象となりません。

また、上記の助成のほか、豊田市からの補助金もございます。

Q

結婚をした場合の自己負担額はどのようになりますか？

A

負担額が変わる可能性があるため、障がい福祉課にお問い合わせください。

利用者が児童の場合も、親の再婚などで世帯の人数が変わると負担額が変わる可能性があります。こちらも障がい福祉課へお問い合わせください。

介護保険との適用関係

Q

介護保険サービスと障がい福祉サービスとでは、介護保険サービスが優先されるとの話を聞きました。介護保険の対象となる方は障がい福祉サービスを受給することはできないのでしょうか？

A

介護保険サービスと障がい福祉サービスとでは介護保険サービスが優先されます。また、介護保険サービスが利用可能な障がい者が介護保険の要介護認定を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明させていただき、要介護認定の申請をするようにご案内をしています。

しかし、当該サービスの利用について介護保険サービスが受けられないなどの場合には、障がい福祉サービスにて支給決定することができます。

以下のケースに該当する場合を想定しています。

・介護保険サービスには相当するサービスがない場合

行動援護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、移動支援、同行援護、共同生活援助については、介護保険サービスには相当するサービスがありませんので、障がい福祉サービスにて支給決定を行います。

・在宅の障がい者で介護保険サービスの提供量だけでは、支援が不足していると判断される場合

在宅の障がい者で、申請に係る障がい福祉サービスについて市が必要であると認める支給量が、介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付だけでは確保することができないと認められる場合は、当該障がい福祉サービスを支給決定することができます。

この場合、障がい福祉サービスで支給決定する支給量は、支給決定基準にそって市が必要であると認める量から不足している量を支給決定します。

・利用可能な介護保険サービスの事業所又は施設が身近に無い場合

利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が居住している地域にない、又はあっても利用定員に空きがないなど、当該障がい者が実際に申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合は、当該事情が解消するまでの間に限り、当該障がい福祉サービスを受給することができます。

・介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など

介護保険サービスによる支援が可能な障がい者が介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合で、なお申請に係る障がい福祉サービスによる支援が必要と市が認める場合は、障がい福祉サービスを受給することができます。

・その他やむを得ない事情により、サービス検討会議及び障がい福祉課にてその必要性を認める場合

個別に対応する必要があるため、申請時に障がい福祉課へ相談をしてください。場合によっては介護保険のケアマネジャー等の意見書が必要な場合もあります。

Q

生活保護受給者の場合、障がい福祉サービスと介護保険のサービスの関係はどのように考えればよいですか？

A

生活保護受給者であっても、介護保険認定者は、原則、介護保険のサービスが優先となります。ただし、40歳から64歳の方で、生活保護を受給されている方（健康保険に加入していない方）は、介護保険を利用することができないため、生活保護の介護扶助を利用することになりますが、生活保護の補足性の原理により障がい福祉サービスが、介護扶助より優先されることとなりますので、障がい福祉サービスを利用することができます。

Q

障がい福祉サービスを受給していましたが、介護認定の結果「要介護」に認定されたため、介護保険のサービスへ移行しました。

再度、介護保険サービスの要介護認定を受けたところ「非該当」になってしまいました。介護保険のサービスが利用できなくなるため、障がい福祉サービスを利用したいのですが、可能ですか？

A

市がサービスの必要性があると判断した場合、利用可能です。

利用者負担

Q 利用者負担の見直しは、いつ行われますか？

A 1年に一度見直しが行われます。居住系サービス（施設入所、グループホーム）日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援A型等）を利用されている方は毎年7月に、その他のサービスを利用されている方は、受給者証の更新時に見直しが行われます。
ただし、制度の改正時はこの限りではありません。

Q 利用者負担の上限額はありますか？

A あります。
支給決定障がい者等の属する世帯の収入等に応じて、障がい福祉サービス(地域生活支援事業も含む)、障がい児通所支援ごとに1ヶ月の利用者負担上限月額を定めます。当該上限月額を超えて利用者負担額を支払うことはありません。

世帯の範囲

種別	18歳以上（障がい者） （20歳未満の入所施設利用者を除く。）	18歳未満（障がい児） （20歳未満の入所施設利用者を含む。）
世帯の範囲	障がい者本人及び配偶者	保護者の属する住民基本台帳での世帯

利用者負担上限月額

所得区分		生活保護	低所得	一般1	一般2
		生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯	
居宅・通所	障がい者 (18歳以上)	0円	0円	所得割16万円未満 9,300円	所得割16万円以上 37,200円
	障がい児 (18歳未満)	0円	0円	所得割28万円未満 4,600円	所得割28万円以上 37,200円
グループホーム	障がい者 (18歳以上)	0円	0円	/	市民税課税世帯 37,200円
入所施設	障がい者 (20歳以上)	0円	0円	/	市民税課税世帯 37,200円
	障がい児 (20歳未満)	0円	0円	所得割28万円未満 9,300円	所得割28万円以上 37,200円

Q 前年に外国に居住しており、前年の収入に基づく税情報がない場合の利用者負担の負担上限月額は、どのようになりますか？

A 市町村民税の賦課基準日（1月1日）に、豊田市に住所を有していない場合は、課税世帯のうち所得割額16（28）万円未満として取り扱うこととなります。

Q

月の途中で他市から豊田市に転入しました。他市と豊田市で障がい福祉サービスを利用した場合に、利用者負担はどのようになりますか？

A

同一月の市町村間の調整は行われませんので、それぞれで負担上限月額まで負担することになります。

Q

高等部在学中に18歳になりますが、必要性が認められれば引き続き放課後等デイサービスを利用できると聞きましたが、いつまで利用できますか？

A

引き続き利用が必要と市が認めた場合は利用できます。

なお放課後等デイサービスの支給は、高等部卒業まで（3月31日まで）となります。

Q

高等部3年生です。移動支援と放課後等デイサービスを利用しています。6月に18歳になりますが、負担上限月額はどのようになりますか？

A

市では、1年更新のサービスの負担上限月額は誕生日月に見直しを行っているため、今回の場合は6月に見直しを行い7月から適用となります。

移動支援は障がい者総合支援法に基づくサービスになりますので、18歳以上は本人とその配偶者の所得の状況から負担上限月額の認定を行います。

放課後等デイサービスは児童福祉法に基づくサービスのため、障がい児とみなし、負担上限月額は世帯の所得状況等からの認定を行います。

そのため、利用されているサービスの種類によって負担上限月額が異なる場合があります。

Q

受給者証が届きました。利用者負担上限額管理対象者該当の有無の欄に「該当」とありますが、これは何を意味していますか？

A

ひと月の利用が負担上限月額を超過する可能性がある場合は、利用者負担上限額管理対象者該当の有無の欄に「該当」と記載しています。

複数の事業所を利用した場合、各事業所が負担上限月額まで利用者負担額を請求してしまうと、合計で負担上限月額を超えてしまう可能性があります。そこで利用者負担額を請求しすぎることのないように、利用者負担を管理する事業所、利用者負担上限額管理事業所（以下「上限額管理事業所」という。）を定める必要があります。

●上限額管理が必要となる判断の目安

- ・受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無の欄に「該当」と記載されている。
- ・複数の事業所を利用している。
- ・1つの事業所を利用しているが、サービスの種別が異なっている。

このような場合は、上限額管理事業所の設定が必要になる可能性が高いため、障がい福祉課へご相談ください。

Q

上限額管理の考え方を教えてください。

A

市では上限額管理について、障がい福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）（国の事業）のみでなく、地域生活支援事業（市の事業）に係る定率負担も含めて利用者負担上限月額の合算対象とし、上限額管理事業者が管理する方法をとっています。（総合上限額管理）

平成24年4月の障がい者自立支援法（平成25年4月～障がい者総合支援法）児童福祉法の一部改正に伴い、利用者負担額については法律ごとで設定されるため、上限額管理も別々に行います。

Q

移動支援を毎月15時間程度、複数の事業所で利用しています。負担上限月額が4,600円なのですが、各事業所に利用料を支払うと4,600円を超えてしまいます。どうすればいいですか？

A

毎月の利用が、負担上限月額を超えると予想される場合は、利用者負担額を管理・調整する事業者（上限額管理事業者）を設定します。

上限額管理事業者になる優先順位

◎障がい福祉サービス・地域生活支援事業

- (1) 居住系サービス（施設入所・療養介護・共同生活介護など）
- (2) 指定特定相談支援事業所（モニタリング期間が毎月ごと）
- (3) 日中活動系サービス（生活介護・就労移行支援・就労継続など）
- (4) 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護など）
地域生活支援事業（日中短期入所を除く）
- (5) 短期入所・日中短期入所

※原則として対象利用者との契約時間数が多い事業所が上限額管理者になります。

※(4)では、障がい福祉サービスの事業所が地域生活支援事業より優先となります。

今回のケースのように、支給決定の内容が移動支援のみである場合、移動支援の契約時間数の多い事業者が上限額管理事業者として設定され、利用者負担の管理・調整を行います。

Q

上限額管理事業者になったのですが、何か手続きする必要はありますか？

A

利用者負担上限額管理の対象利用者と事業者で「利用者負担上限額管理依頼（変更）届出書」を記載して、管理を開始する月の末日までに市へ提出してください（写しは不可）。月末に上限管理事業所の依頼を受けた場合は、障がい福祉課へ連絡のうえ、速やかに提出してください。

また、利用者が利用している他事業所へ連絡をお願いします。

市では「利用者負担上限額管理依頼（変更）届出書」に基づき、受給者証に上限額管理事業者の記載を行い、受給者証を利用者に交付します。

※市へ届出書の提出が遅れる・未提出のままにすると、給付費の審査でエラーになり、給付費をお支払することができません。

Q

上限額管理事業者となっています。今月の利用状況を確認したところ、上限額管理事業所のみでの利用でした。上限額管理事務は必要ですか？

A

必要ありません。
よって上限額管理加算も算定できませんので、ご注意ください。

Q

移動支援と日中短期入所を利用して4,600円、放課後等デイサービスを利用して4,600円事業所へ支払いました。市へ連絡すれば、一部返金してくれると聞きましたが、どのような手続きをすればいいですか？

A

世帯におけるひと月分の利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、利用者の申請に基づき「高額障がい児通所給付費」「高額障がい福祉サービス等給付費」「高額地域生活支援事業給付費」として返金する制度があります。

対象となる方には、利用月のおよそ5か月後にご案内を送付しますので、申請してください。

Q

市から「高額障がい福祉サービス等給付費」申請の案内が届きましたが、申請できる期限はありますか？

A

サービスを利用した月の翌月から5年間です。

Q

双子の小学生で二人とも移動支援を利用しています。利用者負担額はどのようになりますか？

A

世帯で一つの負担上限月額になるため、それを超えて利用者負担する必要はありませんが、受給者証にはそれぞれ負担上限月額を記載しているため、まずはそれぞれ負担上限月額までをお支払いください。

後日、負担上限月額を超えた金額を「還付金」として返金します。対象となる方には、利用月のおよそ5か月後に市からご案内を送付します。

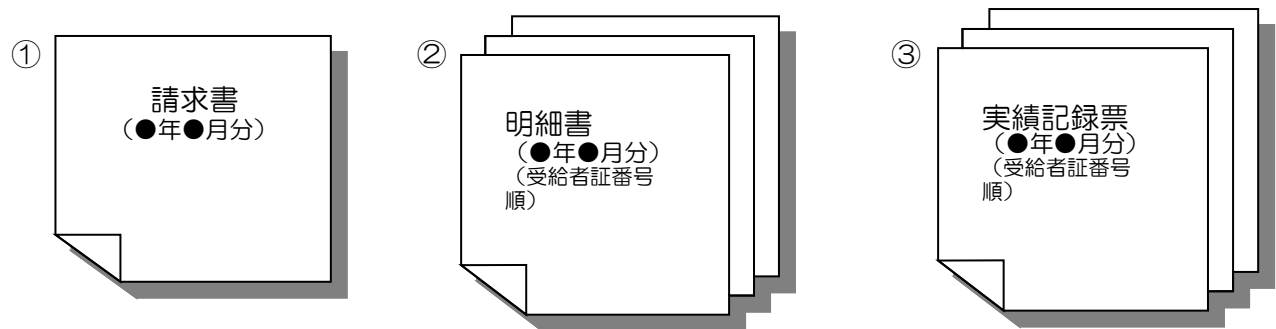
給付費請求事務関係

Q 障がい福祉サービス給付費等の請求はいつまでに行えばいいのですか？

A サービス提供月の翌月10日です。
ただし、市への直接請求分（紙請求）については、10日が土、日及び祝日に当たる場合は、前日までに提出してください。

Q 日中短期入所の事業者です。請求関係書類をどのような並べ方で、市へ提出すればよいでしょうか？

A ①請求書②受給者証番号順に並べた明細書③受給者証番号順に並べたサービス提供実績記録票の順にしてクリップ等（ホチキス留めはしない）で留めて市へ提出してください。
なお、月遅れ・過誤の請求はそれぞれ分けて①②③の順に並べてください。また、「月遅れ」「過誤※」と明記した付せんを付けてください。



※過誤請求にはこの他に「介護給付費等請求データ削除依頼票」が必要です。

Q 豊田市の地域区分は何級地ですか？

A 令和6年4月より障がい者サービス・障がい児サービスともに3級地になります。

Q 移動支援の単位数単価を教えてください。

A 市の地域生活支援事業の単位数単価は1単位＝10円です。

Q 豊田市の市町村番号を教えてください。

A 「232116」です。

Q

4月分の移動支援の給付費を受領後に、4月分の請求漏れが判明しました。

上限額管理の必要な利用者ですが、上限額管理事業者に利用者負担額一覧表を送付していません。この場合、どのようにすればいいですか？

A

「月遅れ請求」となりますので、市へ請求してください。

上限額管理が必要な場合は、上限額管理事業者に連絡して利用者負担額を調整してもらってください。その結果、他事業者の利用者負担に変動が生じた場合は、その事業者も過誤調整が必要になりますので、事業者・市へ連絡をお願いします。

Q

日中短期入所の月遅れ請求をします。その場合の請求書はどのように記載すればいいですか？

A

当月分・過誤請求のものを含めず、分けて作成する必要があります。

月遅れで請求する件数のみ記載をしてください。

請求月日は、請求書を提出する月と日（1日から10日までの日）を記載します。

Q

障がい福祉サービス給付費（居宅介護）の受領後に、実績記録票の記載に誤りが判明しました。どのようにすればいいですか？

A

「過誤」となります。まずは市へ連絡「過誤の申立」※注を行ってください。

その後に、訂正した請求書等を送付（送信）してください。その際は、実績記録票だけでなく、請求書と明細書も送付（送信）してください。

市では、事業所が請求するタイミングと、市が過誤情報を国保連へ送るタイミングを同じ月でお願いしています。この場合、前回の支払確定額を取下げ（マイナス計上）した後、過誤で再請求した給付費を計上します（相殺処理）。

なお、上限額管理対象者で利用者負担額が変動する場合は、利用者負担額に影響の出る事業者も「過誤」の対象となりますので、その場合は上限額管理事業者、対象事業者にも連絡してください。

※注：「過誤」の連絡をしないで再請求を行うと、国保連で重複エラーとなります。

Q

居宅介護の請求に誤りがあったため、過誤調整をしました。返還金額が多額のため、当月請求した金額より超えています。どうなりますか？

A

支給が確定した金額より返還金額が多い場合は、相殺できなかった金額をお支払いただきます。国保連より納付書が送付されます。

Q

生活介護と短期入所（同一事業所番号）のサービス提供を行った月で、短期入所の請求に誤りが判明しました。短期入所のみ過誤請求を行えばいいでしょうか。

A

生活介護、短期入所の両方とも請求してください。

過誤請求は**事業所番号単位**で行います。

今回の場合は生活介護、短期入所が同一事業所番号のため、両サービスとも明細書等を作成する必要があります。

Q

加算を算定し忘れていたため、過誤調整したいのですが、算定したい加算のみの明細書を作成すればいいですか？

A

先に請求した内容に、算定し忘れていた加算も含めて明細書を作成してください。

Q

放課後等デイサービス事業者です。利用者に確認してもらおうサービス提供実績記録票ですが、国保連に伝送した実績記録票データの印刷帳票に一括して利用者確認印（署名）をもらってもいいですか？

A

認められません。

サービス提供の都度、その内容を記録し、その記載した内容について利用者に確認を求める必要があります。

Q

サービス提供の際の利用者の確認は、どうすればいいですか？

A

サービス提供の都度、サービスの内容（提供日、提供時間、提供内容、加算算定にあたる支援内容など）を記録し、その記載内容を提示、利用者の確認（押印またはサイン）を受ける必要があります（事業所で作成してください。）。

また、短期入所と日中短期入所のサービス提供事業者は、サービス提供の都度受給者手帳に利用状況を記載してください。

なお、給付費の請求には**サービス提供実績記録票**が必要ですので、同様に利用者の確認を受ける必要があります。

Q

生活介護事業者です。サービス提供実績記録票のサービス提供時間は、運営規定に記載されている営業時間を書けばいいでしょうか？

A

サービス提供時間については、営業時間等ではなく実際にサービス提供を開始した時刻・終了した時刻を記録します（送迎時間は含めないこと）。

Q

移動支援のサービス事業者です。市へ給付費の請求をする際に添付するサービス提供実績記録票は、原本を提出する必要がありますか？

A

利用者が確認した（印または署名のあるもの）サービス提供実績記録票の写しを提出してください。

原本は事業所で保管してください。必要に応じて原本を確認させていただく場合もあります。

Q

移動支援の事業者です。請求書の記載を誤ったので、修正液を使用して訂正してもいいですか？

A

請求書に修正液を使用しないでください。なお、請求書の請求金額は訂正印で訂正することはできません。再作成してください。

Q

給付費を市へ紙請求した場合、支払いの確定した給付費は事業者へいつ頃支払われますか？

A

市へ直接請求した分（紙請求分）の障がい福祉サービス等の給付費は、請求書類を提出した翌月第3木曜日を支払予定日としています。

Q

「法定代理受領」とは何ですか。また「法定代理受領額通知」とはどのようなものですか？

A

「法定代理受領」とは事業者が利用者に代わり、市町村から給付費を受領するしくみのことをいいます。法定代理受領により市町村から障害福祉サービスに係る給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知（法定代理受領額通知）しなければなりません。

法定代理受領額通知についての様式は指定様式がありませんので、事業所で作成する必要があります。

Q

短期入所の事業者です。地域生活支援事業の事業者が上限管理を行っています。管理結果は1割負担額で届いています。どのように国保連へ請求すればいいですか。

A

国保連へは、上限額管理対象者として入力を行わずに請求を行ってください。

国保連の請求は障がい福祉サービス費等（地域生活支援事業以外）を対象としているため、地域生活支援事業所番号を上限額管理事業所として入力すると国保連審査でエラーになります。

ただし、短期入所事業所を複数利用し、短期入所事業所の管理結果後の利用者負担が1割相当額とならない場合は、総費用額の多い短期入所事業者を上限額管

理事業者として仮設定し、上限額管理関係の入力欄に入力を行う必要があります。
このようなケースの場合は、請求前に市へ連絡をお願いします。

Q

居宅介護の事業者です。ある利用者の上限額管理を行っています。他に利用があったサービスは移動入浴でした。上限額管理加算はそのまま国保連へ請求してもいいのでしょうか？

A

上限額管理加算のみを市へ直接請求（紙請求）してください（上限額管理加算以外は国保連へ請求となりますのでご注意ください。）。

前述のように、国保連の請求は障がい福祉サービス費等（地域生活支援事業以外）を対象としているため、この場合、障がい福祉サービスだけで考えると、サービス提供が上限額管理事業所のみになるため、上限額管理加算の対象になりません。よって国保連へは上限額管理加算の請求はできず、本体報酬（上限額管理加算以外の請求分）のみの請求になります。

しかし、実際には地域生活支援事業の利用があり、上限額管理事務を行っているため、市へ上限額管理加算の請求をすることができます。その場合は地域区分を考慮せずに1単位10円で計算して請求してください。

Q

国保連から「返戻等一覧表」が届きました。どのように確認すればいいですか？

Q

返戻等一覧表の種別に「明」とあるものについては、給付費のお支払いがありません。

また、エラーコードと内容を確認してください。

◎P・Eから始まるコード（2ケタ）は国保連の審査でエラーとなったもの

◎Sから始まるコード（2ケタ）は市町村審査でエラーとしたもの

になります。

返戻の内容を確認できたら、訂正したものを再度国保連へ電送してください。

介護給付費・訓練等給付費

居宅介護

Q

家事援助における共有スペースの取り扱いはどのように考えれば良いのですか？共有スペースの掃除等の支援は行うことができないのですか？

A

家事援助はあくまでも利用者本人のための支援であるため、家族等と共有している風呂場やトイレ、居間などの共有スペースの掃除等の支援は原則としてできません。これは、家族等と同居している場合は、家族等も共有して使用していることから、本人のための支援という範囲を超えて家族等に対する支援になってしまうと判断しているためです。

ただし、すべての同居の家族等が障がい福祉サービスや介護保険の訪問介護サービスを受給していて、共有スペースの掃除等を行う人がいないなどの理由がある場合は、他のサービスとの調整等により共有スペースの掃除等の支援を算定することができますので、サービスの申請時や提供前に、障がい福祉課へ個別に相談をしてください。

Q

家事援助において調理の支援を行う場合、ヘルパーが利用者の居宅へ行く途中に買い物をしていくことはできますか？

A

家事援助において買い物、調理の支援を行う場合は、原則としてヘルパーは利用者の自宅に立ち寄ってから購入すべき食品又は日用品等を利用者に確認し、店舗に向かうこととしています。しかし、自宅から店舗までの距離が遠い中山間地域では、利用者の自宅に立ち寄ってからは支援の効率が悪くなるため、一定の基準に従って、事前の買い物を算定できることとしています。

あくまでも「中山間地域において、自宅と店舗間の移動距離が遠いために支援の効率が悪くなる」ことへの対応ということから、以下の要件を満たす場合に事前買い物を算定できることとしています。

- ① 特別地域加算の算定対象者であること。
- ② 自宅から最寄りの店舗まで、車でおおむね15分程度の移動を要すること。

具体的には、個別に対応する必要があるため、申請時又はサービス提供前に障がい福祉課へ相談をしてください。

Q

通院等介助において「身体介護を伴わない」の支給決定を受けている場合、身体に触れての介護を受けることはできますか？

A

できます。

通院等介助における「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の判断は、障がい程度区分及び認定調査項目によって決められます。「身体介護を伴わない」=「身体に触れての介護を行わない」ということではありません。

「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」のどちらが中心的に支援されるか

ということであり、具体的な身体介護は「伴う」「伴わない」のどちらの場合も発生します。

Q

「通院等介助」のサービス提供を受けて病院へ行く場合、院内でのサービス提供はどのように考えれば良いのですか？

また、診察中、治療中はいかなる理由があっても報酬算定することはできないのですか？

A

院内介助については、原則として病院内のスタッフにより対応されるべきだと判断していますが、通院する病院の規模やスタッフの配置等の事由により、病院内のスタッフによる介助が受けられないというケースが想定されます。こういった場合は病院等の状況を明確にすることにより、その必要性を検討した上で、「通院等介助」で算定できるように対応していきます。

ただし、診察中及び治療中については、診療報酬が発生しているため、「通院等介助」で算定することはできませんので、ご注意ください。

個別に対応する必要があるため、申請時又はサービス提供前に障がい福祉課へ相談をしてください。

Q

病院での診察後に買い物に寄りたいのですが、「通院等介助」のサービスの範囲内で行くことはできますか？また、食事の場合はどうですか？

A

「通院等介助」は「官公署に公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合」、「病院等に通院する場合」、「見学のために指定障がい福祉サービス事業所を訪れる場合」としていますが、その途中で短時間（概ね10分程度）で済ませることのできる買い物の範囲であれば、「通院等介助」の範囲内で算定することができます。

ただし、10分を超えるような「買い物」自体が1つの目的となっている場合は、「通院等介助」では算定することができません。こういった場合は、病院の診察後（前）に「移動支援」を受給して買い物に行くなどして対応してください。

具体的には、個別に対応する必要があるため、申請時又はサービス提供前に障がい福祉課へ相談をしてください。

Q

見守り行為は身体介護で算定できますか？

A

できません。

身体介護は身体に関わる内容で支援されているかで判断しますので、見守り行為では算定できません。

Q

利用者とヘルパーが共同で掃除や調理等を行う場合は、身体介護として算定できますか？

A

居宅介護における共同実施については、居宅介護の活動記録においてその活動内容が身体介護（身体に関わる内容で支援しているか）であると認められる場合において、身体介護として算定することができます。

ただし、当日の体調により共同実施ができないという場合は、身体介護ではなく家事援助で算定を行ってください。そのため、当日の体調により共同実施が出来ない可能性がある場合などは、計画相談支援事業者等にその旨を伝え、あらかじめ身体介護と家事援助の両方について、申請を行ってください。

また、見守りや指示だけという支援の場合は身体介護としては認められません。

共同実施については、その活動内容により身体介護で算定をするのか、家事援助で算定をするのかが変わります。事業所においてはその活動記録をなるべく詳細に記載するようにしてください。

具体的には、個別に対応する必要があるため、申請時又はサービス提供時に障害福祉課へ相談をしてください。

Q

利用者とヘルパーが共同で調理を行う場合に、家族の分も作ることができますか？

A

できません。

Q

デイケアやマッサージに行く場合は、「通院等介助」で算定をしても良いのですか？

A

デイケアは診療報酬を算定できる医療制度であるため通院等介助で算定することができます。しかし、マッサージのような保険診療を伴わないものについては、通院等介助で算定することができません。マッサージのような保険診療を伴わないものについては、地域生活支援事業の移動支援で算定してください。

また、通院等介助で算定できるかどうかは、保険証の対象医療かどうかで判断をしてください。通院先が病院であったとしても、保険証の対象外の医療行為の場合は、通院等介助で算定することはできませんのでご注意ください。

なお、診療報酬を算定できる針灸についても、通院等介助で算定することができます。

Q

通院等介助を利用して障がい児を病院へ連れて行くことはできますか？
また、その場合保護者は同伴しなければならないのですか？

A

できます。

ただし、診察室内で医師から診察結果や指示を受けることはヘルパーの業務から外れてしまうため、保護者の代わりにヘルパーが通院させることは趣旨に合わない判断をしています。このため、通院等介助を利用した障がい児の通院については、「保護者が一人で通院の介助をすることができないという場合に、ヘルパーを補助の目的として同伴させる」といった支援が原則であると判断しています。

ただし、個別のケースによっては、ヘルパーが保護者に代わって通院の介助を行うことも想定されるため、保護者に代わって通院の介助が必要だと思われる場合は、申請時又はサービス提供時に障がい福祉課へ相談をしてください。

この場合には、ヘルパーが診察室内に入ることとなりますが、通院等介助の原則どおり診察室内での支援については報酬算定をすることができません。

Q

利用者本人が障がいにより、子どもの通院に付き添うことができない場合、家事援助の育児支援として、ヘルパーに子どもを通院させてもらうことはできますか？

A

可能です。

子どもを通院させる場合、保護者が付き添い説明を受ける事が一般的であるため、育児支援の範囲内と判断しています。この場合、通院ではありますが家事援助の育児支援として算定することになるので、家事援助を申請してください。

また、利用者本人の通院の場合は「通院等介助」で算定し、「診察中又は治療中は算定することができない」という「通院等介助」の原則が適用されますが、育児支援としてヘルパーが子どもを通院させる場合は、医師の説明等を受け、保護者に申し伝えることもヘルパーの育児支援の範囲内であると考え、**「診察中又は治療中は算定することができない」という原則は適用されません**ので、診察中又は治療中も算定してください。その際は、その活動記録をできるだけ詳細に記載するようにしてください。

Q

居宅介護等のサービスにおいて、ヘルパーの2人派遣の基準はありますか？

A

あります。

※ヘルパーの2人派遣を認める要件

2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、行動援護、ケアスタッフ、生活サポート、移動支援を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の1から3までのいずれかに該当する場合

1 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合

⇒例) 体重が重い利用者に入浴介助等の介助を内容とする居宅介護を提供する場合、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合など

2 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

3 その他障がい者等の状況等から判断して、市が1又は2に準ずると認めた場合

Q

グループホームを利用中の者が、共同生活住居内で居宅介護を利用することはできますか？

A

グループホーム利用者については、共同生活住居内での必要な介護は生活支援員または、グループホームを運営する法人が委託契約を結び、派遣されるヘルパーが行うこととなるため、利用者個人で契約し、居宅介護および重度訪問介護を利用することはできません。(指定障がい福祉サービス基準附則第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける入居者、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者を除く。)

なお、グループホーム利用者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする場合に限り、居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助を月2回まで利用することができます。

Q

利用者が移動入浴のサービス提供を受けている時間に、家事援助のサービス提供はできますか？

A

同一時間帯に複数の障がい福祉サービスに係る報酬を算定することはできません。

Q

本人が不在のときに、家事援助のサービス提供はできますか？

A

家事援助では、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきことから、本人不在のときは、家事援助のサービス提供はできません。

Q

利用者本人が運転する車で通院する際、車の乗り降りと病院内のトイレ等の介助はヘルパーの業務として認めて良いですか？

A

算定可能です。この場合、乗車前・乗車後・必要と認められる院内介助の部分
は通院等介助で算定してください。

Q

家事援助の育児支援として、利用者の子どもの散歩はできますか？

A

育児支援は、居宅介護（家事援助）の業務に含まれるものなので、基本的に居宅での支援が対象になります。なお、通院の付き添いや保育所等の通園の送迎は、育児支援の対象となりますが、これは家庭内養育の代替として解釈するため家事援助での提供を可能としています。

その他育児支援の内容として、哺乳、乳児浴、保育所・学校への連絡援助、子ども分の掃除、洗濯、調理等があげられます。詳しくは厚生労働省が平成21年7月10日に発出している『障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について』をご覧ください。

Q

二人介護で支給決定されている利用者に対して、同一時間帯に2人のヘルパーが入り、1人は身体介護、もう1人は家事援助を提供することはできますか？

A

原則不可能です。ただし、やむを得ない場合は事前にご相談ください。

重度訪問介護

Q

重度訪問介護と居宅介護を併せて申請及び利用をすることはできますか？

A

重度訪問介護とは、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援及び外出時における移動中の介護が比較的長時間にわたり、断続的に提供される支援をいいます。

したがって、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービスを算定することはできません。

ただし、サービスの提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業所が身体介護を提供する場合には、この限りではありません。具体的には、個別に対応する必要があるため、申請時に障がい福祉課へ相談をしてください。

Q

現在、重度訪問介護について50時間、重度訪問介護の移動介護として15時間の支給決定を受けています。この移動介護の15時間は、重度訪問介護全体の50時間の中に含まれるのでしょうか？それとも、重度訪問介護として、65時間まで利用することができるのでしょうか？

A

含まれます。

重度訪問介護の移動介護の支給量は、重度訪問介護全体の支給量の内数になりますので、外出時における移動中の介護（15時間まで）を含め、50時間の支給決定となります。

Q

重度訪問介護については、「見守り介護」についてもサービス内容として含まれているのですか？

A

重度訪問介護は、支援費制度の下で別々のサービスとして提供されてきた日常生活支援と外出介護を、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者に対して総合的にサービス提供するものであり、従来の日常生活支援に外出時の介護を加えたサービスとなっています。

したがって、「日常生活支援」の一部として提供されてきた「見守り介護」は「重度訪問介護」においてもサービス内容に含まれています。

行動援護

Q

行動援護と移動支援を併せて支給決定することはできますか？

A

同主旨のサービスのためできません。

重度障がい者等包括支援

Q

重度障がい者等包括支援と他の障がい福祉サービスを併せて支給決定することはできますか？

A

重度障がい者等包括支援は、障がい福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障がい福祉サービスと併せて支給決定することはできません。

生活介護

Q

基準該当生活介護事業所です。初期加算を算定することはできますか？

A

算定することはできません。算定することができる加算は食事提供体制加算と処遇改善加算のみになります。

共同生活援助(GH)

Q グループホームの利用者が、帰省中に居宅介護を利用することはできますか？

A 共同生活住居の利用に係る報酬が全く算定されていない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を受けることができます。ただし、障がい支援区分等が利用要件に該当している場合に限りです。

Q 利用者が入院していたため、グループホームの利用はないのですが、特定障がい者特別給付費の請求はできますか？

A 国保連合会へは本体報酬の請求がない場合は、特定障がい者特別給付費の請求はできません。家賃補助のみの請求を認める場合があるので、障がい福祉課へ相談してください。

Q 同一日に異なるグループホームに入退居した場合、両事業所とも給付費の請求をしてもいいですか？

A 両事業所とも請求可能です。ただしグループホームが同一敷地内に存在する場合、又は隣接若しくは近接する場合であって相互に職員の兼務等が行われている場合は、入居日のみ算定され、退居日は算定されません。

短期入所

Q 短期入所で、利用者の体調不良等で宿泊を伴わず施設を退所した場合、報酬算定はできますか？

A できます。サービス提供の実態に合わせて算定してください。

Q 短期利用加算の留意事項に「一定の期間が経過した後、再度利用する場合にも算定が可能である」とありますが、「一定の期間」の考え方を教えてください。

A 「一定の期間」は最低1日とお考えください。したがって、下記のような場合は短期利用加算の起算開始日はリセットされません。
例) 3月9日の16時に退所して、翌日10日の17時に入所した場合。

Q

短期入所事業所です。次のような場合には、どの短期入所サービス費を算定すればよいでしょうか？

- ①障がい者が日中他の障がい福祉サービスを利用し、夕方から福祉型短期入所を利用し、翌日の早朝に帰宅する場合。
- ②障がい児が昼前から福祉型短期入所を利用し、翌日に朝から学校に通う場合。

A

福祉型短期入所サービス費については、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとし、それに該当するかどうかは当該短期入所における昼食の提供をもって判断します。昼食を提供しない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定します。ただし、日中活動系を利用している場合は、昼食の有無に関係なく、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定します。

この考え方により、

- ①福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）を2日分算定する。
- ②1日目は福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）を、2日目は福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）を算定する。

Q

午前9時より短期入所を利用する方がいたため、午前9時には体制を整えていましたが、利用者都合により午後3時の利用開始となりました。報酬はどのように算定すればいいですか？

A

実績時間が算定のもととなるため、午後2時からでは福祉型短期入所サービス費Ⅱ（障がい児の場合はⅣ）で算定することになります。

施設入所支援

Q

入院・外泊時加算について、死亡や自宅へ帰るなど最終日に施設へ戻らなかった場合は加算の算定は可能ですか？

A

入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まれないため、算定することはできません。この考え方に例外はありません。

就労移行支援

Q

就労移行支援事業所の利用者が、同一法人の就労移行支援事業所に雇用された場合は、就労定着支援体制加算の対象者としてもいいですか？

A

可能です。同一法人内であっても、運営スタッフ等の職員として雇用契約を結んだ方は対象者に含めます。

地域生活支援事業

移動支援

Q 移動支援で提供できるサービスの内容は、どのようなものがありますか？

A 移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な内容については、以下のとおりとなります。

●移動支援の対象と考えられるサービス内容

- ・ 外出のための準備（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- ・ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ・ 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持・金銭の授受等）
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

Q 移動支援で提供できないサービスの内容は、どのようなものがありますか？

A ●移動支援に含まれないと考えられるサービス内容

- ・ 学校・塾への通学・施設（事業所）への通所にかかわる移動
ただし、それまで送迎にかかる支援を行っていた保護者が「入院や病気などにより通常に行っていた送迎ができなくなった場合」については、一定期間移動支援での対応を認める場合があります。
- ・ 通勤や営業など経済活動にかかわる移動
- ・ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ・ 通院のための移動
- ・ 社会通念上不適切な目的のための移動
- ・ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合

Q 1回のサービス提供時間に制限はありますか？

A ありません。
1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q 移動支援を使って、市外の施設へ行きたいのですが可能ですか？

A 可能です。

Q

移動支援を利用したいのですが、年齢の制限等がありますか？

A

ありません。

ただし、移動支援は障がい児・者に対する外出支援を目的にしていますので、保護者のレスパイト目的での利用はできません。

また、未成年者が移動支援を利用する場合には、18歳以上であれば問題がない場所であっても、青少年育成条例等で立入りが規制されているような場所等への支援や夜間の時間帯での支援などは、社会通念上適当ではない外出に該当するため、支援を行うことができません。

Q

支援時間中のヘルパーの昼食代は、利用者に請求できますか？

A

できません。

ただし、常識的範囲内を超えた高額な食事を、ヘルパーと一緒に食べることを利用者が希望した場合は、利用者負担となります。この場合、負担については事前に協議して取り決めておくことが望ましいと考えます。

Q

映画やコンサートなどのヘルパー分のチケット代は利用者に請求できますか？

A

できます。

Q

移動支援を利用して、プールへ行くことはできますか？

A

可能です。プールの場所は市内外を問いません。

安全面での観点から、プールでの支援をしている間は、一緒にプールへ入るかプールサイド等で活動状況を把握できるように努めてください。

見学スペース等で見守るだけの時間は算定することはできませんので、注意してください。

報酬については、自宅を出発して、帰宅するまでを一貫して算定してください。

ただし、スイミングスクールなど習い事としていく場合は、塾等と同じように移動支援で算定することはできません。

Q

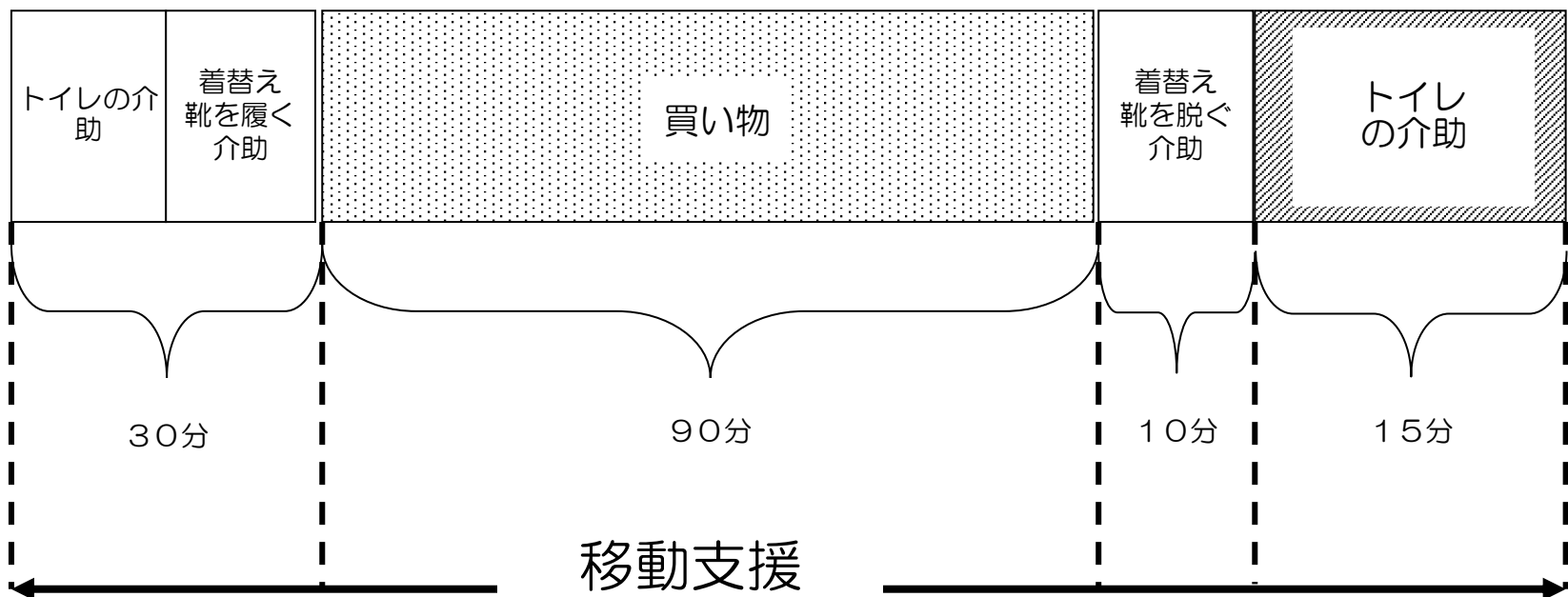
移動支援において「外出のための準備も算定できる」とありますが、具体的な支援内容や時間について教えてください。

A

外出前及び外出後の支援（例えば必要な持ち物の確認及び準備、トイレ、移乗、着替え、靴やコートの着脱、手洗いうがいなど）にかかる時間については、おおむね30分程度と考えています。

【具体的な事例】

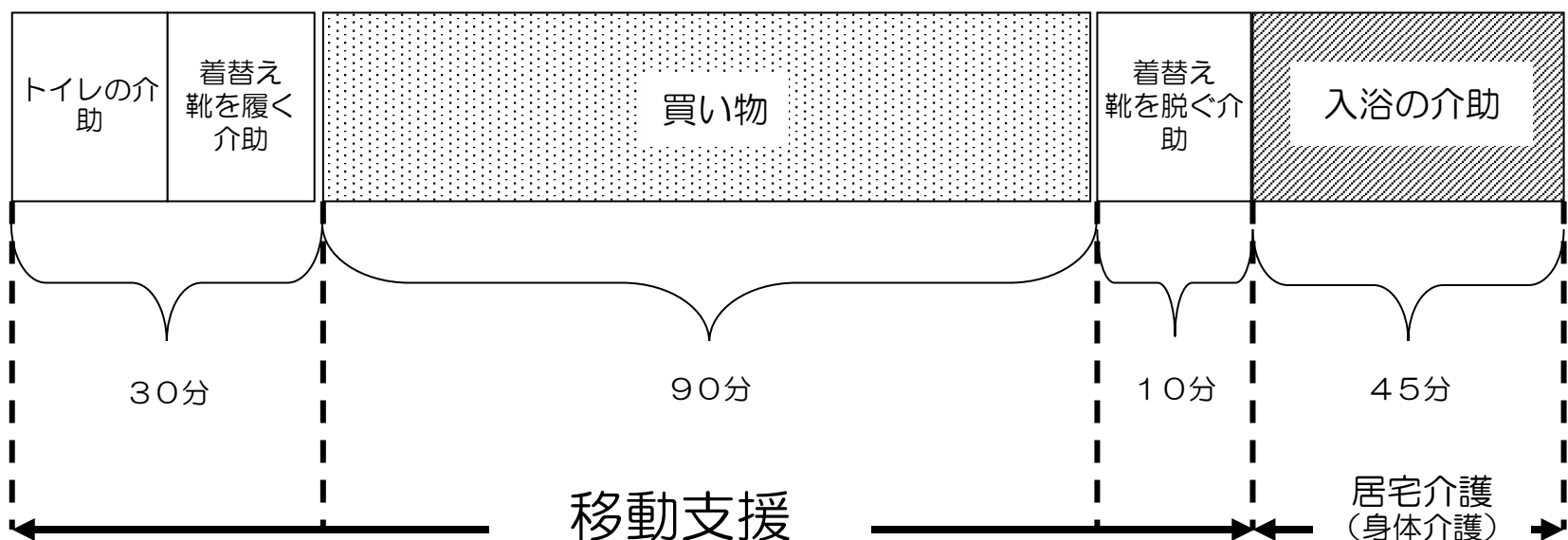
移動支援を利用して買い物に行きます。外出前には外出のための準備としてトイレの介助、着替え、靴を履く介助を行います。外出後にも外出後の介助として、トイレの介助、着替え、靴を脱ぐ介助を行います。



この例では、トイレの介助から外出後の着替え、トイレの介助までの145分を通算して移動支援で算定します。

【外出後に30分以上の入浴介助を行った場合】

移動支援を利用して買い物に行き、外出後に入浴介助の支援を行います。また、外出前後には、トイレの介助、着替え、靴の着脱の介助も行いました。



この例では、トイレの介助から外出後の着替え、靴を脱ぐ介助までの130分を移動支援で算定し、外出後の入浴を居宅介護（身体介護）で算定します。

Q

事業所からの帰りに買い物をしてから帰宅をしたいのですが、移動支援を利用することはできますか？

A

可能です。

事業所を出発（到着）地点として買い物や散歩などに移動支援を利用することができます。ただし、寄り道をすれば通所施設からの送迎に利用できるといった誤解を招かないように留意してください。

Q

移動支援において、食事やトイレの介助を必要としない利用者の場合、食事やトイレの介助を必要としない時間帯は移動支援としての算定はできますか？

A

できます。

豊田市移動支援事業実施要綱において、移動支援は「地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者等が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して移動に対する支援を行うものとする。」としています。

食事やトイレも外出の一連の活動であるため、その介助の必要性は問いません。

Q

グループホームに入居中に移動支援を利用することはできますか？

A

可能です。

Q

最寄り駅でヘルパーと待ち合わせをして、そこから移動支援を利用することはできますか？

A

可能です。

最寄り駅だけでなく、移動支援の提供事業所などで待ち合わせをして、買い物等の外出支援の終了後に待ち合わせ場所等で解散するということができます。

Q

事業所や学校から短期入所事業所への送迎を目的として、移動支援を利用することはできますか？

A

できません。

Q

移動支援サービス提供事業所を目的地として、移動支援のサービスを利用することはできますか？

A

できません。

移動支援ではなく「預かり行為」と見なすため、移動支援の利用は認められま

せん。

Q

利用している障がい福祉サービス事業所が主催するイベントに移動支援を利用して行けますか？

A

原則、主催者側が対応することになります。

ただし、主催者側が人員配置等の関係で対応ができない、移動支援以外に参加する手段がない場合のみ利用できますが、主催事業所以外の事業所（別法人）の移動支援を利用してください。

Q

移動支援を同日に複数回利用することはできますか？

A

可能です。

回数制限はありませんので、同日に複数回にわたって移動支援を利用することができます。また、同日に複数の事業所を利用することもできます。

Q

移動支援で外出のための準備（着替えやトイレの介助など）をしたあとで、雨天や荒天のため外出を中止することになりました。

この場合、外出自体が中止となっていますが、移動支援の報酬は算定できますか？

A

外出のための準備に要した時間が概ね20分以上である場合は利用者と事業者の合意のもとで、移動支援の報酬を算定することができます。雨天や荒天に限らず、利用者の体調が突然悪くなった場合などにおいても、同様に外出のための準備に要した時間を移動支援の報酬として算定することができます。

また、雨天時に雨が上がるのを待ってから外出するという場合においては、外出までの待ち時間（目安として概ね30分程度）も報酬算定することができます。

移動支援の提供事業所と利用者において、移動支援の利用契約を締結する際に雨天や荒天、体調不良等によるキャンセル時に事前に事業所へ連絡をすることや、ヘルパーが利用者の家に到着後に外出を中止した場合の報酬の取り扱いなどについて事前に取り決めを行い、事業者と利用者間で合意を得ておくことが望ましいと考えます。

Q

短期入所中に移動支援を利用することはできますか？

A

できません。

これは、短期入所中は短期入所事業所において支援されるべきであると判断しているためです。ただし、短期入所の退所日に自宅に戻った後で、移動支援を利用して外出する場合は移動支援を利用することができます。

Q

子どもが移動支援を利用しています。親子参加型のイベントに、保護者の代わりにヘルパー（移動支援）を使うことは可能ですか？

A

可能です。

Q 移動支援を利用して全3回の講座へ参加したいのですが、利用できますか？

A 可能です。
おおむね3ヶ月以上の習い事等においては、移動支援を利用することはできませんが、今回のケースのような短期的な講座の場合においては、移動支援を利用することができます。
ただし、学校や塾、事業所への通所において移動支援が算定できないのと同様に、月謝などの費用が発生するケースでは移動支援で算定することはできません。

Q ヘルパーの運転する車で目的地に移動することは可能ですか？また、運転している時間を算定できますか？

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。
ただし、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の有無にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。なお、道路運送法上の許可又は登録を受けずにヘルパーが自ら運転する車両で運送を行った場合は、運転時間だけでなく、前後の介護部分や目的地内での支援についても移動支援の報酬算定ができません。

Q 1泊2日で旅行するのですが、移動支援を利用することはできますか？

A 移動支援は一日の範囲内で用務を終えるものとしています。宿泊に関しては、初日のみ、8時間を限度に算定することができます。二日目は算定できません。

Q 移動支援のサービスの支給決定基準では「基準量（目安）が30時間で上限目安が50時間」とありますが、60時間の支給決定を希望しています。50時間までしか支給決定してもらえないのですか？

A 移動支援に限らず、この支給決定基準に記載されている基準量はあくまでも目安であって、支給量の上限を示すものではありません。
上限目安とは、公平性の観点からまずは上限目安の範囲内で利用者のニーズに答えることができないかを検討するための目安として定めている基準量です。そのため、上限目安を超えて申請があった場合は、障がい福祉課やサービス検討会議において検討するために、申請時等に、その具体的な活動内容等を伺っています。
具体的には、個別に対応する必要があるため、申請時又はサービス提供時に障がい福祉課へ相談をしてください。

Q
移動支援に初回加算はありますか？

A
ありません。

Q
移動支援には「身体伴う」と「身体伴わない」がありますが、利用者のうち一人が「身体伴う」、もう一人が「身体伴わない」という場合、移動支援をグループで利用することはできますか？

A
サービス提供事業所において、支援を行う上で支障が無いと判断する場合は、移動支援をグループで利用することができます。このような利用の場合は、事前に利用者と事業所の間で利用に関して確認を行ってください。

Q
他市の移動支援の利用者との移動支援のグループ支援を行うことはできますか？

A
他市の移動支援の利用者との移動支援のグループ支援を行う場合、他市の利用者が他市においてグループ支援を認められている場合は、グループ支援で算定することができます。
市の利用者のみをグループ支援で算定することはできませんので、ご注意ください。

Q
利用者の家族から、移動支援で出かけた後、自宅に戻らずに短期入所事業所へ送迎してもらいたいと申し出がありました。移動支援をどのように算定すればいいのでしょうか？

A
目的地での用件が終了した時点で移動支援の終了となります。
移動支援で算定できる時間と私的に利用する時間をきちんと記録に残しておく必要があります。家族への引き渡しができないことも踏まえ、利用者と対応について事前に協議しておいてください。
また、短期入所への送迎が主の目的と思われるような移動支援の使い方は認められません。目的と目的地を明確にしてください。

Q

移動支援を利用して大型ショッピングセンターへ行きたいと思っています。その際、家族も一緒に行くため（ショッピングセンター内では家族とは別行動）、ショッピングセンターの中でのみ、ヘルパーに支援をお願いすることはできますか？

A

可能です。

移動支援では、目的地までの移動を支援することを原則としており、目的地で集合する「目的地内での支援にとどまる移動支援」については認めていません。

しかし、大型ショッピングセンターのように、目的地内で長距離の移動をしなければならないなど、その活動内容に合理性が認められる場合は、「目的地内での支援にとどまる移動支援」であっても算定することができます。

プールにおいても、その活動内容に合理性が認められる場合は、「目的地内での支援にとどまる移動支援」であっても算定することができます。

このことについては、個別にその活動内容等を勘案して判断する必要があるため、申請時又はサービス提供前に障がい福祉課へ相談してください。

Q

移動支援を利用してヘルパーとカラオケに行く場合、カラオケを行っている時間帯の算定はどのように考えればよいのですか？

A

映画鑑賞、ボーリングやカラオケ等をヘルパーと一緒にを行う場合にも、食事やトイレの介助、カラオケの曲入力などでヘルパーの支援を必要とすることが想定されます。この場合には、移動支援で算定することができます。

ただし、あくまでもヘルパーの支援が必要となるかどうか基準となりますので、映画館やカラオケなどの店舗までの移動のみの支援が必要で、映画鑑賞中、ボーリングやカラオケ等を行っている時間帯は支援を必要としない（ヘルパーの支援が必要ない状態）という場合は、移動支援で算定することはできませんのでご注意ください。

Q

ファミリーレストランを目的地とした移動支援を依頼されました。保護者が送迎するため、ヘルパーは目的地支援のみになります。移動支援として算定できますか？

A

できません。

移動支援は目的地までの移動を支援することを原則としており、目的地で集合する「目的地内での支援にとどまる移動支援」については認めていないためです。

Q

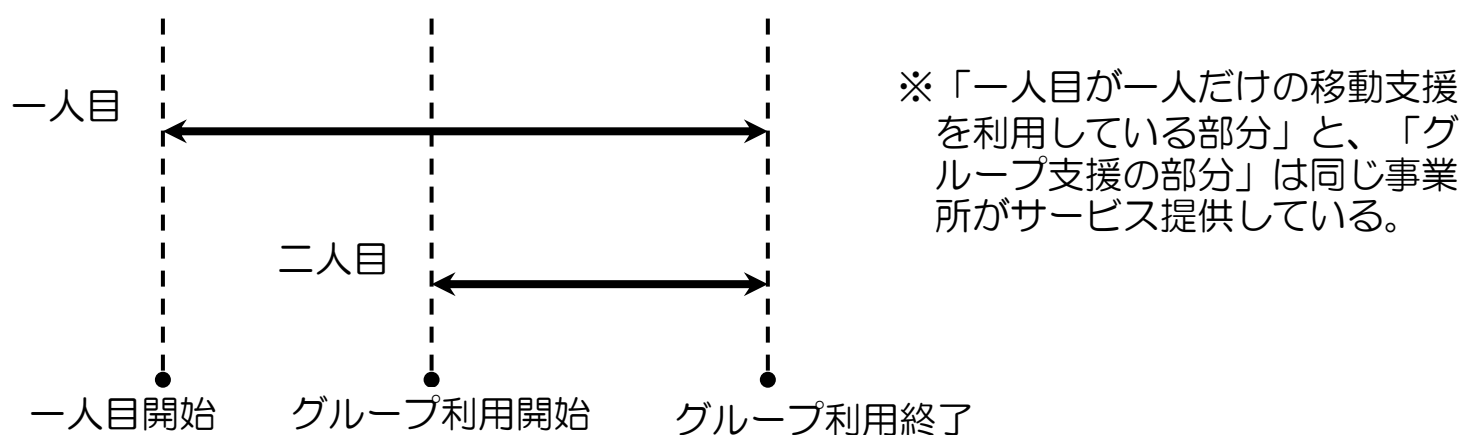
最寄りの駅に利用者二人とヘルパーが集合して、移動支援を利用して外出を予定しています。利用者の一人については、自宅から駅までも含めて移動支援を利用します。このとき、自宅から駅までは個別支援として報酬を算定することはできますか？

A

この場合、個別支援として報酬を算定するのではなく、一連の外出にすべてグループ支援の報酬を算定してください。

【支援の開始時間・終了時間がグループ内で異なる場合の報酬算定について】

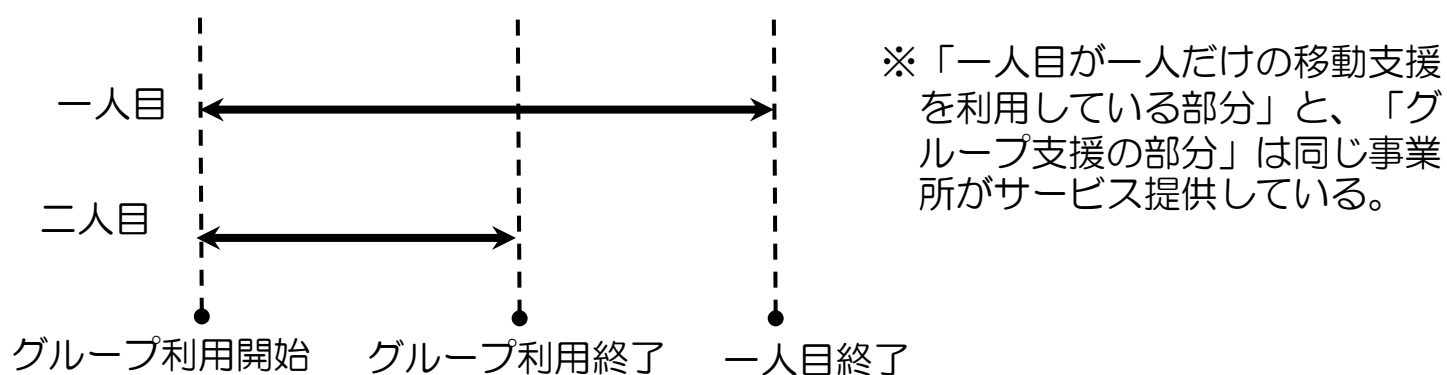
(1) 利用者の一人が、グループ利用開始前に利用を希望する場合。



◎算定方法

一人目については一人目開始の時点からグループ利用型の単価を算定する。
二人目についてはグループ利用開始の時点からグループ利用型の単価を算定する。

(2) 利用者の一人が、グループ利用終了後に利用を希望する場合。



◎算定方法

一人目については一人目終了までグループ利用型の単価を算定する。
二人目についてはグループ利用終了までグループ利用型の単価を算定する。

Q

「同行援護」と「移動支援」は同じ外出を支援するサービスになると思いますが、その違いは何ですか？

A

以下の点において異なります。

・制度

【同行援護】が国が実施内容等を示して実施される「介護給付」であるのに対し、【移動支援】は市町村が実施内容等を示して実施される「地域生活支援事業」であるという違いがあります。

・対象者

【同行援護】は視覚障がいにより移動に困難を有する障がい児・者を対象としているのに対し、【移動支援】は身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者を対象としています。

・サービス内容

【同行援護】は「移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、必要な移動の援護、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う」とし、【移動支援】は「屋外での移動が困難な障がい者等が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行う」としています。

外出のための支援という点では同じですが、【同行援護】では「外出先において必要な視覚的情報の支援」が含まれます。この「視覚的情報の支援」には「代読・代筆」などが含まれます。

また、【同行援護】では居室内で行う介護は含まれないため、居室内で外出準備等の支援が必要な場合は身体介護の利用を検討するなどの対応が必要です。

※着替えやトイレの介助など。外出準備に関わる一連の支援以外のこと。

日中短期入所

Q

日中短期入所のサービス提供の考え方を教えてください。

A

日中短期入所は、日帰りの短期入所としての位置づけとなります。

Q

日中短期入所で宿泊のサービス提供はできますか？

A

できません。

前述のとおり、日帰りの短期入所としての位置づけであるため、宿泊は利用者の一連の流れが一日で完結する状態ではないため、認められません。

Q

日中短期入所を事業所以外の場所で提供することはできますか？

A

できません。

ただし、事業所が所在する地域との交流を図るために行われる外出については算定を認めます。

Q 居宅以外の場所からの送迎は、送迎加算を算定できますか？

A できません。原則、居宅からの送迎となります。

Q 生活介護を利用した後に日中短期入所を利用できますか？

A 同日複数利用を認めていないため、利用できません。
ただし、家庭の介護状況等でやむを得ないと市が判断した場合は、期間を定めて認めるケースもあります。事前に障がい福祉課へご相談ください。

Q 長期休暇中に放課後等デイサービスの受け入れ時間が午後のため、午前中に日中短期入所を利用することは可能ですか？

A できません。

Q 短期入所で利用中の利用者に、日中に日中短期入所のサービス提供を行うことは可能ですか？

A 認められません。同様のサービスと考えられるためです。

Q 昼食に、市販されているお弁当を提供していますが、食事提供加算は算定できますか？

A できません。
調理体制を整えている事業所において食事の提供を行った場合に算定できるため、市販のお弁当を提供したのみでは認められません。
生活介護の食事提供体制加算の算定要件を準用します。

Q 日中短期入所を1日に複数回算定することはできますか？

A 原則、1日に複数回算定することは認めていません。ただしやむを得ない事情により同日に複数の事業所によりサービスを提供または一つの事業所から複数回に分けてサービスを提供しなければならない場合、算定の可否を市に事前に相談したうえで提供してください。

Q

日中短期入所で2時間以下を算定する場合は、最低何分以上のサービス提供が必要ですか？

A

原則20分以上のサービス提供を必須とします。ただし、市が認めたケース※はそれ以下の時間でも算定できます。

※①～③を満たしている場合

①サービス提供の前に市へ相談されたケース

②介護者が疾病等で介護が困難や他のサービスの利用では対応できない等の理由

③相談支援専門員が関わっているケース

Q

日中短期入所の活動で、利用者と一緒に食事を作り、それを昼食として食べますが、食事加算として算定できますか？

A

日中活動の中での調理活動及び活動の延長上の調理活動において作られた食事は算定対象にはなりません。

Q

日中活動事業所から短期入所事業所への送迎は送迎加算の対象となりますか？

A

短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとして、送迎加算の対象として差し支えありません。

地域デイサービス

Q

平成27年4月から利用者の個別支援計画が必須となりましたが、支給決定が1年ごとのため、更新の都度、毎年作りなおす必要がありますか？

A

引き続き地域デイサービスの利用が認められた場合は、新たに作成する必要はありません。ただし、内容等に見直しが必要である場合は作成してください。

ケアスタッフ

Q

居宅介護とケアスタッフの支給決定を受けています。利用できる時間は居宅介護とケアスタッフの支給決定量を足した時間数になりますか？

A

ケアスタッフの支給量は、居宅介護又は重度訪問介護の支給量の内数となります。

デイ型地活

Q サービスコードにある「基本」と「重度」の違いはなんですか？

A 障がい支援区分1～4の場合が基本で、障がい支援区分5・6の場合が重度のサービスコードで算定することになります。

Q 生活介護には利用日数の特例が認められていますが、デイ型地活でも認められますか？

A 認められません。

Q 駅集合で事業所までの送迎を行いたいのですが、送迎加算の対象になりますか？

A 対象となります。
ただし、利用者の同意の上であらかじめ集合場所を定めておく必要があります。
日によって集合場所を変更することは認めません。

障がい児通所支援

Q

児童発達支援を双子の子どもが利用しています。そのうち一人の受給者証に「第2子軽減」と記載がありました。どういう意味ですか？

A

「第2子多子軽減対象者」という意味です。

多子軽減とは、就学前の障がい児通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。対象者は以下のようになります。

- ①就学時前の障がい児通所支援利用児童のうち、兄又は姉が保育所等に通う第2子以降の乳幼児。
- ②世帯における市町村民税所得割額合計額が77,101円未満である場合は、支給決定保護者と生計を同じくするきょうだい（年齢問わず）の中で第2子以降の乳幼児。

利用者負担額は次のとおりとなります。

第2子の場合：障がい児通所支援に係る費用総額の100分の5の額
第3子以降：無償

※双子の場合は、双子以外の兄又は姉が保育所等に通っていないければ、双子の兄または姉が第1子、双子の弟又は姉が第2子となり、「第2子軽減対象者」となります。

Q

放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは、具体的には何を指しますか？

A

学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日を言います。具体的には、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日を指し、私立学校においては、当該学校の学則で定める日を指します。

また、学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）を指します。

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の扱いにはなりませんので、ご注意ください。

Q

放課後等デイサービスの事業所において、休業日に利用している障がい児と授業終了後に利用している障がい児がいる場合、報酬算定はどうなるのでしょうか？

A

個々の障がい児の利用実態に応じて、授業終了後（休業日ではない）又は休業日の報酬を算定してください。

なお、放課後等デイサービスの報酬の算定に当たっては、当該サービスに係るサービス提供時間の下限を設定されているものではありませんが、休業日利用の場合、授業終了後とは違い1日サービスを利用することが想定され、休業日利用の方が高い報酬が設定されていることから、事業所におかれましては、休業日に

応じた必要なサービス提供時間を確保していただくようお願いします。

Q

休業日に放課後等デイサービスの事業所の受入れが、午後からなので、午前中に他の放課後等デイサービスの事業所を利用できますか？

A

同一日の障がい児通所支援の複数利用を認めていないため、利用できません。

Q

保育所等訪問支援の訪問先として、放課後児童クラブを対象としても良いのですか？

A

事業の目的（障がいのある児童とない児童が集団生活を営む施設に通っている障がい児に対し、集団生活への適応訓練を供与する）を踏まえ、市が必要であると判断した場合は、放課後児童クラブを対象とすることができます。

また、障がい児通所支援事業者等の障がい児に対する専門的な支援を提供している施設、障がい児入所施設や障がい児の自宅は対象外となりますので、ご注意ください。

Q

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスでは、「営業時間が4時間未満」の場合に減算の対象となるとありますが、ある児童が放課後等デイサービスを15時から17時まで利用（2時間の利用）した場合、減算の対象となるのですか？

A

開所時間減算は、事業所の運営規定上に定める営業時間が4時間未満の場合に基本報酬（加算は対象とならない）について減算されます。

なお、運営規程の営業時間が4時間以上であれば、児童の利用時間が4時間未満であっても減算の対象とはなりません。

Q

児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、徒歩による送迎に職員が付き添いをした場合でも送迎加算の算定の対象になりますか？

A

徒歩による送迎においては送迎に係る費用が発生していないため、送迎加算を算定することはできません。

Q

放課後等デイサービス利用者から、送迎における実費を徴収可能することはできますか？

A

できません。

実費に関することは、厚生労働省の平成24年3月30日障発0330第31号「障がい児通所支援又は障がい児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」を確認してください。

Q

放課後等デイサービスにおいて学校と事業所間の送迎を行った場合、送迎加算を算定する事はできますか？

A

放課後等デイサービスでは、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースのときに、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定することができます。

以下のいずれかに該当し、それが障がい児支援利用計画に記載されている場合(※1)とします。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。

② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。

③ 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。

④ その他、市町村が必要と認める場合(※2)

※1 障がい児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとしてします。

※2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などが考えられます。

Q

長期休暇中の出校日の取り扱いについて教えてください。

A

豊田市では、出校日について休業日として取り扱います。

Q

家庭連携加算と欠席時対応加算が同一日に重複していた場合、算定できるのはどちらの事業所ですか？

A

家庭連携加算と欠席時対応加算どちらとも請求して差し支えありません。

Q

事業所内相談支援加算と家庭連携加算・訪問支援特別加算の同日算定は可能ですか？

A

同日算定はできません。

Q

家庭連携加算について、学校で相談援助を行った場合も、家庭連携加算の算定は可能ですか？

A

学校で支援を行うことが効率的な場合は、学校・保護者の同意を得た上で算定が可能です。その際は、学校職員との緊密な連携を図る必要があります。

Q

本体報酬と家庭連携加算を同日に算定することは可能ですか？

A

同日算定が可能となりました。

その他加算等

Q

支給量として定められた日数には、サービスを欠席し、欠席時対応加算を算定した日も含めますか？

A

支給量として定められた日数には実際に利用した日のみを含みます。欠席時対応加算を算定した日については、利用日数に含めません。

Q

利用予定の当日にキャンセルの電話が入りました。欠席時対応加算は算定できますか？

A

利用のキャンセルが、前々日、前日、当日に入った場合に算定できます。
ただし、電話等で利用者又は家族等に状況の確認や相談を行うとともに、職員が行った対応内容を記録する必要があります。
記録も「〇月〇日 母親より欠席の連絡が入る」のような記録内容では算定できませんので、状況の確認、相談援助内容など具体的に記載するようにしてください。また、キャンセルをして別の事業所を利用する場合は加算の算定はできません。

Q

欠席時対応加算を算定しますが、別にキャンセル料を利用者からもらうことはできますか？

A

できません。

Q

病院や事業所への送迎についても、送迎加算の対象となりますか？

A

病院や他事業所を利用するための移動は送迎加算の対象とはなりません。なお、短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとして、送迎加算の対象として差し支えありません。ただし、送迎ルート of 兼ね合い等があるため、実際に送迎できるかは事業所にご確認ください。

Q

欠席時対応加算を算定した日については初期加算を算定できますか？

A

初期加算を算定できるのは実際に利用した日のみのため、算定できません。

Q

施設でサービスを受けている途中で体調を崩して食事を取らなかった場合、食事提供体制加算の算定は可能ですか。また、施設を急に休んでしまった利用者に対し、食事を作り、保存していた場合も算定可能ですか？

A

サービス提供をした場合は算定可能です。ただし、サービス提供をしていない場合は本体報酬が算定できないので、食事提供体制加算も算定できません。

Q

地域移行支援の体験宿泊加算について、体験期間内において支援の有無が混在しますが、ⅠとⅡをそれぞれ算定してもいいですか。

また、夕方から寝付くまでの何時間か支援を行い、その後は緊急時に備え連絡の取れる体制をとっていた場合も算定は可能ですか？

A

夜間及び深夜に支援が必要な場合であって、巡回による複数回の支援が行われている日についてはⅡでの算定が可能です。また、上記のように長時間の支援に入っていた場合もⅡでの算定は可能です。

Q

生活介護の事業者です。事業所の車で利用者を送迎することとなりました。送迎加算を算定するには市へ届出が必要ですか？

A

必要です。

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る）については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始することとなります。